

壱岐市農業委員会定例会（平成31年4月）

議 事 録

1. 開催日時 平成31年4月25日（木） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 非農地証明願について
 - 議案第21号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第22号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第23号 平成31年度農用地利用集積計画の承認について（第1回）

7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 5 7 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻前ではありますが、皆さんお揃い
でありますので、只今より平成31年4月の農業委員会の総会を開会致します。
本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成
立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い
致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速、これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録
署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第1
8条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよ
ろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員にお願
いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、4件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

15番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字赤道 地目 畑 面積 805㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が5,636㎡、畑が7,460㎡、計の13,096㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理できないので、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主にオリーブの栽培です。農機具は耕耘機、動力噴霧機、草刈り機、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が34年、妻5年です。通作距離は600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、オリーブを栽培する予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月16日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい、議長。

議長 ・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。武生水地区担当の・・です。只今、事務局から説明があった通りでございます。4月16日に現地確認を行いました。譲渡人の・・さんは東京に住んでありまして、帰郷の予定もない為に、譲受人の・・さんとのお話の結果売買という事で譲り受けてオリーブを栽培されるようになっております。周りには住宅が並んでおりまして、周辺農地にはまったく問題が無いと思われまます。皆さんのご審議を、よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号15番は決定いたします。

続きまして、16番と17番は関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、16番と17番は、一括して説明させていただきます。

16番 土地の所在

郷ノ浦町小牧西触 字楚和	・・・・・	地目	田	面積	350㎡
同じく	・・・・・	地目	田	面積	218㎡
同じく	・・・・・	地目	田	面積	473㎡
同じく	・・・・・	地目	田	面積	76㎡

計 田が4筆で1, 117㎡

譲渡人、・・・・・

譲受人、・・・・・

経営地は、田が3, 128㎡、畑が1, 010㎡、計の4, 138㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理できないので、現に耕作している譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、運搬車を所有してあります。農作業暦は本人が46年、子13年です。通作距離は7km程ですが、土日は、申請農地の近くの・・さんの実家に住んであります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月22日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

続きまして、17番 土地の所在

郷ノ浦町小牧西触 字楚和・・・・・・・・ 地目 田 面積 1, 203㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 田 面積 551㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 田 面積 510㎡

計 田が3筆で2, 264㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が3, 170㎡、畑が2, 757㎡、計の5, 927㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理できないので、現に耕作している譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が30年、父70年、母55年です。通作距離は遠いもので700m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月22日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。今の説明のあった通りでございますけども16番については、片原に住んでおりますが、これは勤務の都合上住んで、農繁期等については、小牧に帰って仕事をしているようでした。それから17番

についても同じく今、説明のあった通りでございまして、もうズート昔から作付けを致しておった様でございます。今まで何ら問題はないという風に考えております。皆さん方のご審議を、よろしくお願い致したいと思っております。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号の16番と17番は決定いたします。

続きまして、18番の説明を求めます。

事務局 はい、18番 土地の所在

勝本町立石南触 字八水 地目 田 面積 500㎡

同じく 地目 田 面積 716㎡

計 田が2筆で1, 216㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が1, 619㎡、畑が3, 656㎡、計の5, 275㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 自己所有農地の隣接地であり、譲り受けて引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主な作物は水稲・野菜です。農機具は耕耘機、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、草刈り機、軽トラを所有してあります。

農作業暦は本人が8年です。通作距離は、1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稲を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月22日に委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、委員さん。

委員 18番について鯨伏地区、立石地区担当です。只今、ご説明がありました様に若干補足を致しますが、この前4月22日でしたか譲受人の委員さんと事務

局のご両名と立ち会いの下、現地を確認致しました。この農地は譲受人の・・・さんがご親戚の従兄弟にあたる・・・さんから7年か8年位前から預かって耕作をしておったという事です。譲渡人の・・・さんは、福岡の方に在住してあって帰って来られる見込みが無いという事で、今まで耕作してあった・・・さんが引き続き譲り受けて耕作するという事でした。そのまま譲り受けて耕作するという事でありますので、何ら問題はないと思っております。ご審議の程、お願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号18番は決定いたします。

続きまして、議案第20号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。議案第20号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町大原触 字後原・・・・・・・・ 台帳地目 田 現況地目 雑種地
面積 802㎡

同じく・・・・・・・・ 台帳地目 田 現況地目 雑種地
面積 745㎡ 計 田が2筆で1,547㎡

転用目的 雑種地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 申請地は、平成9年頃から次男が経営する民宿の駐車場及びパーベキュー広場として造成し利用している。というものです。位置図、写真は4頁から5頁です。4月22日に・・・委員さんと申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。志原地区担当の・・・です。事務局から説明のあった通り4月の22日に現地を確認致しました。申請地は子供さんが民宿経営をされてあります、横の農地で民宿の駐車場及び多目的広場として20年以上利用されてありまして、今までは周辺農地への影響はなかったという事でした。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第20号3番は決定いたします。

続きまして、議案第21号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対

する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、6頁をお願い致します。

議案第21号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3番 土地の所在、
芦辺町国分川迎触 字原・・・・・・の一部 地目 畑 面積 2,018㎡
のうち500㎡

除外目的、宅地用地

申請人、・・・・・・

申請理由、養父が所有する申請地に、居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。4月22日に・・委員さんと申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

担当の・・です。今、事務局から報告がありました様に娘婿さんが島根から来て、今のお父さんの面倒をみたいという事でございます。別に問題はないと思います。よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号の3番は意見を付して回答いたします。

続きまして4番の説明を求めます。

事務局

はい、4番 土地の所在、

石田町本村触 字水畑・・・・・・ 地目 田 面積 1,428㎡

除外目的、駐車場用地

申請人、・・・・・・

申請理由、家族が経営する豆腐店に駐車場が無く、工場見学や買い物の際に道路脇に駐車されており、危険である為、申請地に駐車場を設置したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。4月22日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

地区担当の・・です。今、事務局の説明がありました様に22日に現地確

認を行いました、本人さんと一寸お会いできなくて夕方出向きまして、本人に会って話を聞きました。理由としては、ここに書いてある通りでございます。周辺農地には、何ら問題はなかろうと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号4番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第22号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、13頁をお願いします。

議案第22号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

石田町池田西触 字平田・・・・・・ 地目 畑 面積 741㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、これまで利用していた機械倉庫2ヶ所のうち1ヶ所が日本酒工場建設の為、利用出来なくなり、新たに申請地に農業用機械倉庫を建築したいので、農用地区域の区分変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。4月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。22日に現地を確認しました。内容につきましては、事務局からの説明の通りでございます。

申請地は、法面保護を行い、建物の高さも5m程ですので、周辺農地への影響はないと思われまます。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の2番は意見を付して回答いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、

石田町湯岳射手吉触 字東谷・・・・・・ 地目 田 面積 2,124㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築し残りを飼料置場として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。4月22日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 同じく22日に現地を確認しました。・・・さんは勤めながら現在8頭の牛を飼っておりますが、申請地に30頭規模の牛舎を建設し規模拡大を行いたいとの事であります。周辺農地とは十分に距離をおいて建設される計画でありますので、影響はないと思われまます。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の3番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第23号「平成31年度 農用地利用集積計画の承認について（第1回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、20頁をお願い致します。議案第23号「平成31年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度1回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は82件、借手が50人、貸手が76人です。田が119筆で138, 219㎡、畑が67筆で75, 797㎡、合計186筆の214, 016㎡です。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思ひます。内容につきましては、21頁～27頁に掲載しております。よろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号も決定いたします。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございませうか。
(はいの声あり)

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませうでしょうか。

・・・委員 議長。1件質問があります。

議長 はい、・・・番・・・委員。

重田委員 先程からも審議で駐車場とか農用地施設の承認は終わりましたが、この農業用施設とか駐車場の面積制限が分かれば1回に変えられる2反も3反もないとでしやう。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それはですね。一般住宅みたいに500㎡未満とかの上限の面積要件はございません。只、利用計画図に合えばそれに見合う面積が許可となります。

・・委員 利用計画にあっていれば。

事務局 あまりにも広い面積に小規模の建物を建てる許可は下りません。また、広い面積に1台の車を駐車する許可は下りません。

・・委員 それは、何処が審議をされる訳ですか。

事務局 県及び農業会議が審議をします。今は農振の除外、区分変更の審議をして頂きましたが、その後、転用の審議をして頂きますがその転用申請の中で県が面積要件等色々聞いて来る場合があります。

・・委員 はい、わかりました。

△△委員 議長。今の関連ですが良いですか。

議長 はい、・・番△△委員。

△△委員 例えば駐車場の転用申請をしておいて、転用しているからもう農業委員会は関係なくなる訳ですね。この次に家を建てるとなるとどうなりますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 只今の△△委員さんのご質問の件ですが、駐車場の許可をもらって、地目を雑種地に替えて、その後に家を建てるという事になれば、それは、元々の計画が違う事になりますから、家を建てる転用の計画変更の申請をさせます。二重の手続きになるものですからそのようにさせないように指導しております。

△△委員 議長。

議長 はい、・・番△△委員。

△△委員 その管理はどのように行っておりますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 転用許可後、3ヶ月後と1年後の進捗状況を写真添付で農業委員会へ提出させるように致しておりますので、完成写真が転用の用途と異なる場合、転用の計画変更の申請をさせております。

□□委員 議長。

議長 はい、・・番□□委員。

□□委員 1年以内ではなくて、何年か後にそういう計画が出た場合。宅地では許可が下りんだらうと計画的にされた場合。

事務局 それは、虚偽の申請になりますから、判明した段階で是正してもらおう事になります。

△△委員 雑種地の場合は何もありませんか。

事務局 はい、雑種地の場合は、資材置き場とかが対象になりますが、その場合も業者のバラス等の置き場等になりますが、事業をしていない個人での申請は許可

はおりません。

△△委員　ただ、法の盲点をつけば、要は畑を山林化しておけば、山林になっておけば後は何もしても良いということになりますからね。

事務局　それは、皆様方に非農地判断を審議して頂いております非農地通知書につきましては、地目を原野なり山林に替えた後に何かされる場合は、元々の地目が原野、山林の扱いと同様と思っております。

議長　外にございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。